

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| No       | 5  | 府省庁名 総務省 |
|----------|--|----------|
| 対象税目     | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（地方消費税）</span>   |          |
| 要望項目名    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税の非課税措置の創設</li> </ul> <郵政改革後> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税の非課税措置の創設</li> </ul>   |          |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br/>郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融二社」という。）が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料には、地方消費税が課される。</li> </ul> <郵政改革後> <p>関連銀行及び関連保険会社（以下「関連銀行等」という。）が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料には、地方消費税が課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の内容<br/>金融二社が、郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とする。</li> </ul> <郵政改革後> <p>関連銀行等が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とする。</p>   |          |
| 関係条文     | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             地方税法第72条の78、消費税法第6条 別表第一           </div>   |          |
| 減収見込額    | （（初年度） ▲8,300（年ベース） （平年度） ▲8,300（年ベース） （単位：百万円）<br><郵政改革後><br>（初年度） ▲8,000（年ベース） （平年度） ▲8,000（年ベース）  |          |
| 要望理由     | （1）政策目的<br>金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、郵便局株式会社への継続的な業務委託が義務付けられている金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。   |          |
|          | （2）施策の必要性<br>郵政民営化により、日本郵政公社の機能は、新たに設立された株式会社等に引き継がれたが、移行期間中、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的に業務を委託することが、経営者の意図とは別に、それぞれの銀行業免許、生命保険業免許の付与の条件として法律上義務付けられている。<br>他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る地方消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する地方消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になっている。<br>このため、金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。 |          |

<郵政改革後>

(1) 政策目的

関連銀行等が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、日本郵政株式会社と銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結することとなる関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

(2) 施策の必要性

郵政改革後の日本郵政株式会社は、「簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務」(いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務)が課され、関連銀行等との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、金融ユニバーサルサービスを提供することを義務付けることとしている。

金融二社については、郵政改革当初、関連銀行等となることを法定することとしており、それぞれ関連銀行等である間、統合後の日本郵政株式会社に対して、銀行窓口業務・保険窓口業務を委託することを義務付けることとしている。

他の民間金融機関においては、その経営判断により他社に業務を委託する場合は別として、自らが利用者に金融サービスを提供していることから、金融二社とは異なり、業務委託に係る手数料の支払いに係る地方消費税は発生しない。他方、受取利息等が収益の大宗を占めているという金融二社の収益構造及び受取利息等が非課税売上であるため仕入税額控除が受け難いという金融サービスの特徴から、当該業務委託に伴い発生する地方消費税の負担は、金融二社にとって競争上著しく不利になる。

このため、関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

本要望に  
対応する  
縮減案

|     |                        |   |
|-----|------------------------|---|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け      | 郵政行政<br>郵政行政の推進、郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）   |
|     | 政策の達成目標                | 金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である郵便局株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。<br><br>郵政改革後については、関連銀行、関連保険会社（当初は、それぞれ郵便貯金銀行、郵便保険会社）が、銀行代理業者・生命保険募集人である統合後の日本郵政株式会社に支払う手数料に係る地方消費税を非課税とすることにより、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。 |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間      |   |
|     | 同上の期間中の達成目標            |   |
|     | 政策目標の達成状況              |   |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み            | 本措置の関係者は、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社である。<br><br>郵政改革後における本措置の関係者は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社を統合する日本郵政株式会社、関連銀行、関連保険会社である。  |
|     | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。<br><br>郵政改革後については、関連銀行等の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。  |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置      |   |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額       |   |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係    |   |
|     | 要望の措置の妥当性              | 他の民間金融機関と異なり、民営化の移行期間中、金融二社は、経営者の意図とは別に、それぞれ銀行代理業者・生命保険募集人に、継続的に業務委託することが法律上義務付けられており、当該義務から発生する地方消費税を非課税とすることは妥当である。<br><br>郵政改革後においては、関連銀行等に、銀行窓口業務、保険窓口業務を日本郵政株式会社に委託することを義務付けるものであり、当該義務から発生する地方消費税を非課税とすることは妥当である。   |

|                                    |                         |
|------------------------------------|-------------------------|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p>               |                         |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p> |                         |
| <p>前回要望時の達成目標</p>                  |                         |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> |                         |
| <p>これまでの要望経緯</p>                   | <p>平成 17 年度税制改正から要望</p> |